

DAIFUKU

Automation that Inspires

ダイフクグループ
グリーン調達ガイドライン
(第9版)

初版制定日:2005年11月1日

改定:2024年1月31日

株式会社ダイフク

—目次—

1. 目的	3
2. 適用範囲	3
3. 用語	3
4. グリーン調達の方考え方	3
5. グリーン調達の基準	3
5-1. 基本取引条件	4
5-2. 優先取引条件	4
別表 A: 製品含有化学物質管理基準	6

はじめに

気候変動や生物多様性をはじめとした地球環境問題は、企業が存続していく上で最も大きなビジネスリスクの一つであると同時に解決すべき社会課題です。

持続可能な社会の実現に向け、地球温暖化対策や化学物質管理要請が重要視されるなか、当社の取り組みのみならずサプライチェーン全体を通じた取り組みが必要となり、お取引先様のご協力が不可欠です。当社は、国際社会の一員として次世代への環境責任を果たすため、お取引先様と連携し、環境対応を進めてまいりたいと考えています。

これまでの当社の取り組みに関するお取引先の皆様のご協力に深く感謝致しますと共に、今後の活動へのより一層のご理解、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

2024年1月31日

株式会社ダイフク

1. 目的

本ガイドラインは、当社の製品含有化学物質に関する判断基準を提示し、お取引先様のご理解とご協力のもと、当社製品の環境負荷低減を図ることを目的と致します。

2. 適用範囲

当社が調達するすべての製品(材料・部品・ユニット・付属品・包装材)及びサービスに適用致します。また、当社製品の設計及び生産を全面的に委託した場合(海外含む)においても同様と致します。

3. 用語

①別表 A

ダイフクグループとして守るべき法規制における製品含有化学物質の基準リスト

②禁止物質

ダイフクグループとして各法規制の閾値、適用除外などの条件に従って、原則、含有禁止とする物質

③管理物質

ダイフクグループとして含有を把握する物質

③JAMP

アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP:Joint Article Management Promotion-consortium)。サプライチェーンにおける製品含有化学物質の適切な管理及び円滑な情報開示を促進するために発足した協議会。

④chemSHERPA

製品に含有される化学物質情報を川上企業から川下企業までサプライチェーン全体で適正に運用するためのデータ作成支援ツール

4. グリーン調達の考え方

当社調達活動における環境負荷の低減を実現するため、有害性が懸念される物質が少ない製品、及び製品ライフサイクルを通じた有害物質の含有が少ない製品を優先的に調達致します。また、環境負荷の低減に努めるお取引先様と優先的に取引を行うことによりサプライチェーン全体で環境負荷の低減を図り、地球環境の保全に貢献致します。

5. グリーン調達の基準

お取引先様及び調達品への調達基準は以下のように規定致します。

「グリーン調達要求事項」



5-1. 基本取引条件

1) 本ガイドラインのご理解

グリーン調達ガイドライン(最新版)により、当社の製品含有化学物質管理の方針、基準をご理解の上、製品含有化学物質管理に取り組んで下さい。

確認のため、受領書の提出をお願いします。

2) 本ガイドラインで求める基準への適合

当社に供給する製品は、本ガイドラインで定める製品含有化学物質管理基準(別表 A)に適合したものとして下さい。

5-2. 優先取引条件

1) 製品含有化学物質管理の仕組みの構築と実践

JIS Z 7201:2017(製品含有化学物質管理－原則及び指針)や JAMP が発行する「製品含有化学物質管理ガイドライン」に沿った管理の仕組みを構築し、実践して下さい。

2) 製品含有化学物質情報の提供

当社に供給する製品の製品含有化学物質情報を提供して下さい。chemSHERPA データを標準とします。

問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。

株式会社 ダイフク

サステナビリティ推進部 環境品質グループ

green_procurement@ha.daifuku.co.jp

材料部品の禁止物質に関わる問い合わせは各事業部の調達部までお願い致します。

別表 A: 製品含有化学物質管理基準

用語の定義	含有禁止物質・・・参照する法規制が規制対象とする化学物質について、当該法規制の条件(閾値、適用除外)に従って、原則、含有禁止とする物質 含有管理物質・・・参照する法規制が規制対象とする化学物質について、含有を把握する物質
-------	---

管理レベル	参照法規制	対象物質	対象物質に関する情報
禁止	(日本)化審法	第一種特定化学物質	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令
	日本の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(通称「化審法」)の第一種特定化学物質。第一種特定化学物質は、難分解、高蓄積、人または高次捕食動物への長期毒性があるものとして政令で定められており、製造・輸入の原則禁止(許可制)、政令指定製品の輸入禁止などの管理措置がとられている。経済産業省、環境省、厚生労働省の所管 ●参考URL [経済産業省ウェブサイト] https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/class1specified_index.html		
禁止	(EU) RoHS指令	Annex II (制限物質)	EU官報
	EUの電気・電子機器における特定有害物質の使用制限に関する指令(RoHS指令)のAnnex IIで指定されている物質(群)。これらの物質(群)は同指令第4条で使用が制限(ただし、Annex IIIに適用除外用途あり)されている。 ●参考URL [欧州委員会ウェブサイト] https://environment.ec.europa.eu/topics/waste-and-recycling/rohs-directive_en		
管理	(EU) REACH規則	Annex XVII (制限対象物質)	EU官報
	EUにおける化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則(REACH; Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals, 2007年6月1日発効)のAnnex XVII(ある種の危険な物質、混合物及びアーティクルの製造、上市場及び使用に関する制限)に記載されている物質。これらの物質は同規則67条で、制限の条件に合致していない場合には、製造、上市または使用が禁止されている。 ●参考URL [欧州化学品庁ウェブサイト] https://echa.europa.eu/substances-restricted-under-reach		
管理	(EU) REACH規則	Annex XIV (認可対象物質) およびSVHC (認可対象候補の高懸念物質)	Candidate List: ECHA Webサイト REACH ANNEX XIV: EU官報
	EUにおける化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則(REACH; Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals, 2007年6月1日発効)に基づき、EU加盟国または欧州化学品庁(ECHA)が高懸念物質(SVHC; Substances of Very High Concern)のクライテリアを満たす物質から特定した物質で、REACH規則のAnnex XIVの認可対象物質リスト(Authorisation List)に記載されている物質及びその候補として認可対象候補物質リスト(Candidate List, chemSHERPAでSVHCとは、こちらを指す。)に記載されている物質。Annex XIVの認可対象物質リストに記載された物質は、同規則56条で、上市及び使用について認可の対象とされている。また認可対象候補物質リストに記載された物質を成形品に含有する場合、一定条件下で届出義務(第7条)と情報伝達義務(第33条)が課されている。なお、認可対象物質リストに記載されても、認可対象候補物質リストから削除されるわけではない。 ●参考URL [欧州化学品庁ウェブサイト] https://echa.europa.eu/authorisation-list		
管理	(EU) 電池規則	物質制限は第6条、含有制限値は附属書I	EU官報
	「電池指令(Directive, 2006/66/EC)」に代わる規制として環境影響の低減を目的に発効。バッテリー製品の原材料調達から設計・生産プロセス、再利用、リサイクルに至るライフサイクル全体を規定 ●参考URL [欧州委員会ウェブサイト] https://environment.ec.europa.eu/topics/waste-and-recycling/batteries_en		
管理	(EU) 梱包材および包装廃棄物指令	濃度レベル規制(第11条)	EU官報
	使用される材料に関係なく、工業、商業、オフィス、店舗、サービス、家庭、またはその他のレベルで使用または放出されるかどうかにかかわらず、EUで上市されるすべての包装材およびすべての包装廃棄物を対象とした、包装廃棄物の発生防止、包装の再利用、リサイクルおよび回収を目的とした規定 ●参考URL [欧州委員会ウェブサイト] https://environment.ec.europa.eu/topics/waste-and-recycling/packaging-waste_en		
管理	(US) TSCA	使用禁止または制限物質(第6条)	連邦電子規則集
	米国の有害物質規制法(Toxic Substances Control Act: TSCA)の化学物質および混合物の優先順位付け、リスク評価、および規制(第6条)の規制対象物質。これらの物質は化学物質およびその混合物の製造、輸入、加工、流通、廃棄などの過程で人の健康や環境に不当なリスクをもたらす恐れがあるとして、製造、加工流通の禁止や制限などの措置が適用されている。環境保護庁(US Environmental Protection Agency)の所管 ●参考URL [連邦規則集(CFR)] https://www.ecfr.gov/current/title-40/chapter-I/subchapter-R		